

一般社団法人 日本ケアマネジメント学会  
2019年度認定ケアマネジャー資格認定要領

1. 申請資格

申請資格は、次の各項の要件を満たす者とします。

- (1) 介護保険法の定める介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という）の資格を有する者。
- (2) 本学会員にあっては、2017年6月30日までに入会し、2019年8月1日現在においてケアマネジャーとして通算で1年以上の実務経験を有すること。（※注1）  
なお、2017年7月1日以降に入会された場合には、非会員と同様に実務経験通算3年以上で受験することができます。
- (3) 本学会非会員においては、ケアマネジャーとして2019年8月1日現在において、通算で3年以上の実務経験を有すること。（※注1、2）
- (4) ケアマネジャーとしての実務経験の範囲は、①居宅介護支援、②地域包括支援センターにおける介護予防支援担当（介護支援専門員の有資格者としての担当経験が必要です。以下「介護予防支援」とする）、③小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能」とする）、④認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」とする）、⑤特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護含む）、⑥介護老人福祉施設（地域密着型老人福祉施設入所者生活介護含む）、⑦介護老人保健施設、⑧介護療養型医療施設、⑨介護医療院です。

（※注1）実務経験とは、専任に限らず兼務、非常勤も含みます。

（※注2）：前項（3）における受験資格は、前項①～⑨の事業所における経験年数の通算で、**8月1日現在において3年以上あれば、受験資格を満たしたものとします。**

（例）次のような経験でも、受験資格を満たします。

1年勤務 介護予防支援	1年勤務 グループホーム	1年勤務 小規模多機能	*小規模多機能で受験
1年勤務 居宅介護支援	2年勤務 地域包括支援センター（予防プラン担当）		*介護予防支援で受験
3年勤務 居宅介護支援			現在勤務していない *居宅介護支援で受験

事例等に関する取扱いについては所属する（所属していた）事業所の了解を得ることを原則とします。

受験種別は、1（4）項に掲げた①～⑨の事業所のうち、現在勤務している事業所の種別になります。また、2申請手続き（2）の6）に規定する資格試験用事例概要3例についても、現在勤務している事業所の種別になります。

## 2. 申請手続き

### (1) 申請受付期間

受験申請書の受付期間は、2019年6月3日（月）から7月31日（水）（必着）までとします。

### (2) 申請に必要な書類

- 1) 日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャー試験個人票
- 2) 【様式1】認定ケアマネジャー資格申請書
- 3) 【様式2】介護支援専門員証（写し）
- 4) 【様式3】実務経験証明書
  - ①会員（2017年6月30日までに入会）は、通算して1年（12月）以上の証明が必要です。
  - ②会員（2017年7月1日以降に入会）及び非会員の受験者は、通算して3年（36ヶ月）以上の証明が必要です。
- 5) 【様式4】担当事例数及び担当事例一覧（※注3）
- 6) 【様式5】資格試験用事例概要3例  
（前項の様式4）の担当事例一覧の中から選ぶこと（※注4）
- 7) 【様式6】前項6）の事例概要3例にかかる「居宅サービス計画書（1）・（2）」または「施設サービス計画書（1）・（2）」及びアセスメント票・サービス担当者会議の要点（第4表）も含む。（※注5）

\*なお、「認定ケアマネジャー制度施行細則」第2条の実績点数（研修等参加でのポイント）及び第3条（4）の①、②、③に定める諸書類については、今回は免除します。

（※注3）：担当事例数は、次の①～⑨から選んだ受験種別における担当事例となります。

- |   |                    |                        |
|---|--------------------|------------------------|
| ① | 【様式4-1】居宅介護支援      | 20事例（受託している介護予防支援事例も可） |
| ② | 【様式4-1】介護予防支援      | 20事例                   |
| ③ | 【様式4-2】小規模多機能      | 15事例                   |
| ④ | 【様式4-3】グループホーム     | 8事例                    |
| ⑤ | 【様式4-4】特定施設入居者生活介護 | 20事例                   |
| ⑥ | 【様式4-5】介護老人福祉施設    | 20事例                   |
| ⑦ | 【様式4-5】介護老人保健施設    | 20事例                   |
| ⑧ | 【様式4-5】介護療養型医療施設   | 20事例                   |
| ⑨ | 【様式4-5】介護医療院       | 20事例                   |

（※注4）：提出する3事例の事例内容は次の通りです。

#### ①居宅介護支援【様式5-1】

- i. 軽度の事例（要支援～要介護2）

※地域包括支援センターからの委託事例も認めます。

- ii. 中重度の事例（要介護3以上）

- iii. 認知症の事例（認知症高齢者日常生活自立度判定基準Ⅱa以上）

#### ②介護予防支援【様式5-2】

- i～iiiとも介護予防支援の事例（但し、iiiは認知症の事例とする。）

※自分が担当している事例とします。委託している事例は認めません。

#### ③小規模多機能【様式5-3】

- i. 軽度の事例（要介護2まで）
  - ii. 中重度の事例（要介護3以上）
  - iii. 認知症の行動・心理症状（BPSD）を有している事例・看取りの事例・医療ニーズの高い事例のいずれか一つ
- ④グループホーム・特定施設入居者生活介護【様式5-4】
- i. 軽度の事例（要介護2まで）
  - ii. 中重度の事例（要介護3以上）
  - iii. 認知症の行動・心理症状（BPSD）を有している事例・看取りの事例・医療ニーズの高い事例のいずれか一つ
- ⑤介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院【様式5-5】
- i. 退院・退所（在宅復帰など）を目指しているか退院・退所に至った事例・または要介護度が軽減された事例（事例がなければ次のii・iii項でも可）
  - ii. 認知症の行動・心理症状（BPSD）を有している事例
  - iii. 看取りケアまたは医療ニーズの高い事例

（※注5）：【様式6-1】「居宅サービス計画書（1）（2）」は、介護予防支援においては所属する市町村指定の様式で提出してください。小規模多機能・グループホームにおいては、事業所で使用している様式で提出してください。

3事例とも当該事例にかかわるアセスメント票（所属事業所で使っている様式）及びサービス担当者会議の要点（第4表）を添付してください。

#### 事例提出時の留意事項

【様式5】事例の概要、【様式6-1】「居宅サービス計画書（1）（2）」・【様式6-2】「施設サービス計画書（1）（2）」およびアセスメント票・サービス担当者会議の要点を提出する際は、個人が特定されるような情報については、イニシャルとは異なるアルファベットなどの記号を用いて記入し、事業所名や電話番号等については、マスキングを必ず行ってください。

- (3) 申請書類の入手（学会ホームページからダウンロードできない方）  
 要項・申請書類申請先に書類を請求する場合は、送付先住所・氏名を明記した返信用封筒（A4サイズ）に500円の切手を貼付し、学会事務局宛てに送付してください。  
また、必ず、1-(4)の申請資格①～⑨のうち、受験するものがわかるよう記載してください。
- (4) 申請書類の提出方法（「認定ケアマネジャー試験書類記載マニュアル」参照）  
 申請書類は、上記（2）申請に必要な書類1）～6）の順にセットし、それぞれの事例概要1から3【様式5】の後ろに、その事例に該当する居宅サービス計画書（1）（2）・アセスメント表・サービス担当者会議の要点をそれぞれ添付してください。  
 そのすべての正本1部1セットと、正本の写し3部をそれぞれダブルクリップで留めて提出してください（※ホチキス留め、細かなクリップ留めはしないでください）。  
 【提出先】〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町7-9 四谷ニューマンション206  
 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会 事務局  
 【書類審査料の振込】申請書類提出時に必ず振込んでください。  
 （※（2）申請に必要な書類1）日本ケアマネジメント学会 認定ケアマネジャー個人票に振込の領収書を添付してください。）

### 3. 資格試験の実施

#### (1) 申請書類審査

申請書類審査は、「認定ケアマネジャー資格認定実施部会」において資格条件を充たしているかどうかを審査します。事例内容を審査するものではありません。

#### (2) 申請書類審査結果（受験資格の有無）の通知

申請書類審査の結果通知は、各申請者に2019年9月中旬に郵送で通知します。なお、受験資格「有り」の方には、受験会場、時刻等の詳細を同通知にてお知らせします。

日時のご希望には添いかねますのでご了承ください。

#### (3) 資格試験の実施

主に提出した3事例について、試験委員による口頭試験を実施します。

試験時間は、試験実施日のうちの1日で、おひとり概ね1時間以内となります。

本学会が指定した試験開始時刻の10分経過までに受付窓口には到着しない場合は、試験を受けることができませんので、十分注意してください。

資料は持ち込み可能ですので、必要に応じて用意してください。ただし、Pad等の電子媒体による資料の持ち込みは禁止します。

個人情報の掲載された持ち込み資料に関しては、受験者各自で責任を持って管理してください。

本人確認のため、介護支援専門員証の提示を求めますので、必ずご持参ください。

#### <東京会場・第1回>

■実施日時 2019年10月19日（土）～10月20日（日）

■試験会場 全国家電会館（東京都文京区湯島3-6-1）

#### <東京会場・第2回>

■実施日時 2019年11月9日（土）～10日（日）

■試験会場 全国家電会館（東京都文京区湯島3-6-1）

#### <東京会場・第3回>

■実施日時 2019年12月7日（土）～8日（日）

■試験会場 全国家電会館（東京都文京区湯島3-6-1）

#### (4) 試験合否判定

口頭試験合否判定は、試験終了後に開催する認定ケアマネジャー資格認定委員会及び試験委員会の合同会議において判定し、12月下旬開催予定の理事会で合否を決定した後1月中に、各受験者に郵送で通知します。なお、電話等での合否のお問い合わせには一切応じません。

#### (5) 認定ケアマネジャーの登録

認定資格の登録は、上記合格者で登録手続きを完了した方を、認定ケアマネジャーとして登録し認定証を交付します。認定資格の有効期間は、2020年4月1日から5年間となります。認定証の送付は3月中となります。

#### 4. 申請等に必要な費用

申請から認定証交付までに必要な費用は次のとおりです。

- (1) 本学会会員歴2年以上の場合（但し、2017年6月30日までに入会された方）
  - 1) 書類審査料 7,000円（申請書類提出時に払込）
  - 2) 口頭試験料 25,000円（受験資格の通知後に該当者のみ払込）
  - 3) 登録・認定証料 8,000円（口頭試験合格者のみ通知後に払込）
- (2) 非会員及び(1)以外の学会員の場合
  - 1) 書類審査料 10,000円（申請書類提出時に払込）
  - 2) 口頭試験料 35,000円（受験資格の通知後に該当者のみ払込）
  - 3) 登録・認定証料 12,000円（口頭試験合格者のみ払込）

※試験当日に受験できなかった場合、試験料は原則として返還できません。ただし、自然災害など不可抗力により受験できなかった場合には、試験料の返還の有無を認定委員会及び理事会の議を経て決定します。また、体調不良で試験を欠席した場合には、医師の診断書の提出があれば、認定委員会及び理事会の議を経て口頭試験料を返還します。

#### 5. 審査料等の払込要領

書類審査料等の払込は、郵便振替用紙（青色）に下記事項を記入の上、それぞれ上記4の

(1) 及び(2)の( )書きに指定した時期に、郵便局等から振込んでください。

■ 口座番号： 00130-8-392441

■ 加入者名： 日本ケアマネジメント学会認定審査係

\* 日本ケアマネジメント学会会員の方は通信欄に学会会員番号を必ず記入してください。